株主各位

第11回定時株主総会招集ご通知

インターネット開示事項

新株予約権等の状況

連　結　注　記　表

個　別　注　記　表

（平成28年１月１日～平成28年12月31日）

株式会社ジャパンインベストメントアドバイザー

第11回定時株主総会招集ご通知に際して提供すべき書類のうち，事業報告の新株予約権等の状況、連結計算書類の連結注記表及び計算書類の個別注記表につきましては、法令及び当社定款第15条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト（http://www.jia-ltd.com/）に掲載することにより株主のみなさまに提供しております。

新株予約権等の状況

① 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

		第1回新株予約権	第2回新株予約権
発行決議日		平成26年２月27日	平成28年８月18日
新株予約権の数		448個	720個
新株予約権の目的となる株式の種類と数		普通株式 448,000株 (新株予約権１個につき1,000株)	普通株式 72,000株 (新株予約権１個につき100株)
新株予約権の払込金額		新株予約権と引換えに払い込みは要しない	新株予約権１個当たり3,000円 （１株当たり30円）
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額		新株予約権１個当たり 250,000円 （１株当たり　250円）	新株予約権１個当たり 286,600円 （１株当たり　2,866円）
権利行使期間		平成28年７月１日から 平成35年11月30日まで	平成30年４月１日から 平成35年９月１日まで
行使の条件		（注）１	（注）２
役員の保有状況	取締役（社外取締役を除く）	新株予約権の数　367個 目的となる株式数　367,000株 保有者数　2名	新株予約権の数　480個 目的となる株式数　48,000株 保有者数　3名
	社外取締役	新株予約権の数　1個 目的となる株式数　1,000株 保有者数　1名	新株予約権の数　100個 目的となる株式数　10,000株 保有者数　2名
	監査役	新株予約権の数　3個 目的となる株式数　3,000株 保有者数　3名	新株予約権の数　140個 目的となる株式数　14,000株 保有者数　3名

（注）１．第１回新株予約権の行使条件及びその他の条件は以下のとおりです。

新株予約権の行使の条件

(1) 新株予約権の行使は、当社普通株式に係る株式がいずれかの証券取引所に上場（以下「株式公開」という。）することを条件とする。また、新株予約権者は、以下（ⅰ）から（ⅱ）までの期間ごとに、以下（ⅰ）から（ⅱ）に掲げる割合を上限として新株予約権を行使することができる。ただし、各期間において行使可能な新株予約権の数は、整数未満を切り上げた数とする。

（ⅰ）株式公開の日（以下「権利行使開始日」という。）から起算して１年を経過した日以降に、割当数の２分の１を上限として行使することができる。

（ⅱ）権利行使開始日から起算して２年を経過した日からは、毎月割当数の72分の１を上限として行使することができる。

(2) 新株予約権の権利行使以前に、当社、当社の子会社又は当社の関連会社の取締役、監査役又は従業員のいずれかの地位に就いた新株予約権者は、権利行使時においても、当社、当社の子会社又は当社の関連会社の取締役、監査役又は従業員のいずれかの地位を有することを要する。ただし、新株予約権者の退任又は退職後の権利行使につき正当な理由があると当社取締役会の決議により認めた場合は、この限りではない。

(3) 上記(ⅱ)の規定にかかわらず、新株予約権者は、退任又は退職後の２か月間は新株予約権を行使することができる。当該期間内に行使されなかった新株予約権は、上記(ⅱ)の規定の但し書きにより行使が認められたものを除き、会社法第287条の定めに基づき消滅するものとする。

(4) 新株予約権の権利行使以前に、当社、当社の子会社又は当社の関連会社の取締役、監査役又は従業員のいずれかの地位に就いた新株予約権者が、その後に当社、当社の子会社又は当社の関連会社の取締役、監査役又は従業員のいずれの地位も有しなくなった場合、当社は、当社取締役会の決議により当該新株予約権者が有する新株予約権の権利行使を認めることがない旨の決定をすることができる。この場合においては、当該新株予約権は会社法第287条の定めに基づき消滅するものとする。

(5) 新株予約権者が、当社と競業関係にある会社を設立し、又は当社と競業関係にある会社の取締役、監査役もしくは従業員のいずれかの地位に就いた場合、新株予約権の行使を認めないものとする。ただし、当該新株予約権者の権利行使につき正当な理由があると当社取締役会の決議により認めた場合は、この限りではない。

(6) 新株予約権者が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなったときから５年間を経過しない者、暴力団準構成員その他これらに準ずる者（以下「反社会勢力等」という。）に該当し、又は、反社会勢力等と社会的に非難される関係を有することが判明した場合、新株予約権の行使を認めないものとする。

(7) 新株予約権者は、その割当数の一部又は全部を行使することができる。ただし、新株予約権の１個未満の行使はできないものとする。

（注）２．第２回新株予約権の行使条件及びその他の条件は以下のとおりです。

新株予約権の行使の条件

(1) 新株予約権者は、当社が金融商品取引法に基づき提出する有価証券報告書に記載される連結損益計算書（連結損益計算書を作成していない場合、損益計算書）において、平成29年12月期から平成31年12月期の３事業年度におけるいずれかの期の営業利益が4,700百万円を超過している場合に、新株予約権を行使することができる。なお、適用する会計基準の変更等により参照すべき項目の概念に重要な変更があった場合には、別途参照すべき指標を取締役会で定めるものとする。

(2) 平成30年４月１日から平成31年３月31日までの期間では、新株予約権者は割当を受けた新株予約権の総数の２分の１を上限として行使することができる。

平成31年４月１日から平成32年３月31日までの期間では、新株予約権者は既に行使済みの新株予約権を含め割当を受けた新株予約権の総数の10分の６を上限として行使することができる。

平成32年４月１日から平成33年３月31日までの期間では、新株予約権者は既に行使済みの新株予約権を含め割当を受けた新株予約権の総数の10分の７を上限として行使することができる。

平成33年４月１日から平成34年３月31日までの期間では、新株予約権者は既に行使済みの新株予約権を含め割当を受けた新株予約権の総数の10分の８を上限として行使することができる。

平成34年４月１日から平成35年３月31日までの期間では、新株予約権者は既に行使済みの新株予約権を含め割当を受けた新株予約権の総数の10分の９を上限として行使することができる。

平成35年４月１日から平成35年９月１日までの期間では、割当を受けた新株予約権の総数の全部を行使することができる。

(3) 新株予約権者は、新株予約権の権利行使時においても、当社又は当社関係会社の取締役、監査役、執行役員又は従業員であることを要する。ただし、正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。

(4) 新株予約権者の相続人による新株予約権の行使は認める。

(5) 新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授権株式数を超過することとなるときは、新株予約権の行使を行うことはできない。

(6) 新株予約権１個未満の行使を行うことはできない。

(7) 譲渡による新株予約権の取得については、取締役会の承認を要するものとする。

② その他新株予約権等に関する重要な事項

第２回新株予約権の行使条件及びその他の条件は以下のとおりです。

第２回新株予約権

決議年月日		平成28年８月18日
新株予約権の数（個）		2,950
新株予約権の目的となる株式の種類と数		普通株式 295,000株 （新株予約権1個につき100株）
新株予約権の払込金額		新株予約権１個当たり3,000円 （1株当たり30円）
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額		新株予約権１個当たり286,600円 （1株当たり2,866円）
権利行使期間		平成30年４月１日から 平成35年９月１日まで
行使の条件		（注）１
割当先	当社使用人	新株予約権の数　2,770個 目的となる株式数　277,000株 保有者数　30名
	子会社の役員及び使用人	新株予約権の数　180個 目的となる株式数　18,000株 保有者数　9名

（注）１　行使の条件については、①（注）２．と同様であります。

連結注記表

１．連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

(1) 連結の範囲に関する事項

① 連結子会社の状況

・連結子会社の数　９社

・連結子会社の名称　JPリースプロダクツ＆サービシイズ株式会社
JPO第1号株式会社
CAIJ株式会社
JIA LUXEMBOURG SARL
JPE第1号株式会社
BF･TEC株式会社
株式会社日本證券新聞社
株式会社日本證券新聞リサーチ
株式会社ジャパンM&Aアドバイザー

② 連結の範囲の変更

当連結会計年度から株式会社ジャパンM&AアドバイザーとCAIJ株式会社を連結の範囲に含めております。これは平成28年１月４日に株式会社ジャパンM&Aアドバイザーを設立し、同年３月31日にCAIJ株式会社の全株式を取得し、持分法適用会社から連結子会社としたためです。

③ 非連結子会社の状況

・主要な非連結子会社の名称　JPA第６号株式会社ほか141社

・連結の範囲から除いた理由　匿名組合事業の営業者である子会社については「会社計算規則」（平成18年２月７日法務省令第13号）第63条第１項第２号により、連結の範囲に含めることにより、利害関係者の判断を著しく誤らせるおそれがあると認められること、またそれ以外の子会社については、同規則第63条第２項により、子会社の資産、売上高、損益、利益剰余金及びキャッシュ・フローその他の項目が、いずれも、連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないこと、あるいは投資育成目的で所有していることから、連結の範囲から除外しております。

(2) 持分法の適用に関する事項

① 持分法を適用した非連結子会社及び関連会社の状況

・持分法適用の関連会社数　２社

・関連会社の名称　あすかグリーンインベストメント株式会社
フジ･エコ・テクノス株式会社

② 持分法を適用していない非連結子会社の状況

・主要な会社等の名称　JPA第６号株式会社ほか141社

・持分法を適用しない理由　匿名組合事業の営業者である子会社については「会社計算規則」（平成18年２月７日法務省令第13号）第69条第１項第２号により、持分法を適用することにより、利害関係者の判断を著しく誤らせるおそれがあると認められること、またそれ以外の子会社については、同規則第69条第２項により、子会社の損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても、連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないため持分法の適用範囲から除外しております。

③ 持分法適用手続に関する特記事項

持分法適用会社の事業年度は連結会計年度と一致しております。

(3) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の事業年度は、連結会計年度と一致しております。

(4) 会計方針に関する事項

① 重要な資産の評価基準及び評価方法

イ．その他有価証券

・時価のあるもの　連結会計年度末の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）によっております。

・時価のないもの　移動平均法による原価法によっております。
なお、投資事業有限責任組合及びそれに類する組合への出資（金融商品取引法第２条第２項により有価証券とみなされるもの）については、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な直近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。

ロ．棚卸資産

・商品　個別法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）を採用しております。

・未成業務支出金　個別法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）を採用しております。

・貯蔵品　最終仕入原価法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法）を採用しております。

② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

イ．有形固定資産　当社及び国内連結子会社は定率法によっております。法人税法の改正に伴い、平成28年４月１日以降に取得した建物については、定額法を採用しております。なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物　６年～18年

その他　３年～10年

ロ．無形固定資産

・自社利用のソフトウエア　社内における利用可能期間（５年）に基づく定額法によっております。

ハ．長期前払費用　定額法を採用しております。

③ 繰延資産の処理方法

社債発行費　定額法（５年）により償却しております。

④ 引当金の計上基準

イ．貸倒引当金　将来における貸倒損失に備えるため、個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

ロ．株主優待引当金　株主優待制度の利用による費用負担に備えるため、当連結会計年度末において翌期に利用が見込まれる金額を計上しております。

⑤ 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

⑥ その他連結計算書類の作成のための重要な事項

イ．消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっており、控除対象外消費税及び地方消費税は、当連結会計年度の費用として処理しております。

ロ．商品出資金の会計処理

当社連結子会社は匿名組合契約に基づく権利の立替金を「商品出資金」として計上しております。子会社であるSPCが行うリース事業の組成時に、当社連結子会社が立替えた金額を「商品出資金」に計上し、投資家に地位譲渡した場合には、「商品出資金」を減額しております。

なお、当該譲渡に対する手数料については、利息相当額であるため、「商品出資金売却益」として営業外収益に計上しております。

ハ．のれんの償却に関する事項

のれんは、３年間の定額法により償却処理しております。

(5) 会計方針の変更

（企業結合に関する会計基準等の適用）

「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号 平成25年９月13日。以下「企業結合会計基準」という。）、「連結財務諸表に関する会計基準」（企業会計基準第22号 平成25年９月13日。以下「連結会計基準」という。）及び「事業分離等に関する会計基準」（企業会計基準第７号 平成25年９月13日。以下「事業分離等会計基準」という。）等を当連結会計年度から適用し、支配が継続している場合の子会社に対する当社の持分変動による差額を資本剰余金として計上するとともに、取得関連費用を発生した連結会計年度の費用として計上する方法に変更しております。また、当連結会計年度の期首以後実施される企業結合については、暫定的な会計処理の確定による取得原価の配分額の見直しを企業結合日の属する連結会計年度の連結計算書類に反映させる方法に変更しております。加えて、当期純利益等の表示の変更及び少数株主持分から非支配株主持分への表示の変更を行っております。

企業結合会計基準等の適用については、企業結合会計基準第58－２項(4)、連結会計基準第44－５項(4)及び事業分離等会計基準第57－４項(4)に定める経過的な取扱いに従っており、当連結会計年度の期首時点から将来にわたって適用しております。

この結果、当連結会計年度の営業利益、経常利益及び税金等調整前当期純利益はそれぞれ1,496千円減少しております。また、当連結会計年度末の資本剰余金が１千円増加しております。

２．連結貸借対照表に関する注記

(1) 記載金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

(2) 担保に供している資産及び担保に係る債務

当社子会社の短期借入金790,000千円について、商品出資金790,000千円に係る利益分配請求権、残余財産分配請求権等を担保に供しております。

また、当社の短期借入金1,105,956千円について、普通預金786,712千円に質権が設定されております。

その他、関係会社の銀行借入金に対する保証として、関係会社株式12,701千円に質権が設定されております。また、不動産関連事業を行うため、宅地建物取引業法に基づき、敷金保証金10,000千円を法務局に供託しております。

(3) 有形固定資産の減価償却累計額　15,024千円

(4) 保証債務

以下の関係会社の金融機関からの借入に対し債務保証を行っております。

JPS第19号合同会社	300,300千円

(5) コミットメントライン契約等

当社及び連結子会社においては、運転資金等の柔軟な調達を行うため、主要取引金融機関と当座貸越契約及びコミットメントライン契約(シンジケート方式含む)を締結しております。これらの契約に基づく当連結会計年度末の借入未実行残高は次のとおりであります。

当座貸越極度額及びコミットメントライン契約の総額	23,860,000千円
借入実行残高	12,549,056千円
差引額	11,310,943千円

(6) 財務制限条項

当社及び連結子会社が、主要取引金融機関と締結しておりますコミットメントライン契約（シンジケート方式）極度額総額16,830,000千円については、当社の第２四半期決算及び各年度決算における連結貸借対照表における純資産の部の金額を直前期等の基準となる決算期の75%以上に維持することや連結損益計算書の営業損益を損失としない事等を内容とする財務制限条項が付加されております。また、当社及び連結子会社が、主要取引金融機関と締結しておりますコミットメントライン契約極度額総額3,500,000千円及び当座貸越極度額総額500,000千円については、当社の第２四半期決算及び各年度決算における連結貸借対照表における純資産の部の金額を直前期等の基準となる決算期の75%以上に維持することや連結損益計算書の経常利益を損失としない事等を内容とする財務制限条項が付加されております。

３．連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 記載金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

(2) 当連結会計年度の末日における発行済株式の種類及び総数

普通株式　12,310,600株

(3) 剰余金の配当に関する事項

① 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額	１株当たり配当額	基準日	効力発生日
平成28年７月14日 取締役会	普通株式	48,286千円	４円	平成28年 ６月30日	平成28年 ９月１日

② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議（予定）	株式の種類	配当の原資	配当金の総額	１株当たり配当額	基準日	効力発生日
平成29年３月28日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	73,143千円	６円	平成28年 12月31日	平成29年 ３月29日

(4) 当連結会計年度の末日における新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く。）の目的となる株式の種類及び数

	第1回新株予約権
目的となる株式の種類	普通株式
目的となる株式の数	422,000株
新株予約権の残高	422個

４．金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については主に流動性の高い金融資産で運用し、投機的な取引は行わない方針であります。また、資金調達については銀行等金融機関からの借入による方針としております。

当社子会社（SPC）において、オペレーティング・リース事業を開始する時点で、当該事業に係る匿名組合契約に基づく権利の未販売分がある場合、当社グループは、投資家に地位譲渡することを前提に、一時的に当該匿名組合契約に基づく権利を立替取得します。当社グループは、その立替取得した権利を「商品出資金」として貸借対照表に計上し、投資家に地位譲渡を行います。

当該匿名組合契約に基づく権利を立替取得するための資金は、自己資金、金融機関からの個別の借入金によるほか、当座貸越契約及びコミットメントライン契約(シンジケート方式含む)を締結し、必要に応じて、借入を実行することで調達しております。当該借入金は、当該匿名組合契約に基づく権利を投資家に地位譲渡をした後、速やかに返済しております。

なお、運転資金の効率的な調達を行うため、取引銀行13行と極度額23,860,000千円の当座貸越契約及びコミットメントライン契約(シンジケート方式含む)を締結しており、当連結会計年度末における未使用借入枠は11,310,943千円であります。

② 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク

営業債権である売掛金、立替金、前渡金及び預け金は、顧客の信用リスクに晒されております。また、一部外貨建のものについては、為替の変動リスクに晒されております。

商品出資金は、①に記載のとおりであり、主として為替の変動リスクに晒されております。

投資有価証券は、投資先の信用リスクに晒されておりますが、定期的に時価の把握を行うこととしているほか、時価を把握することが極めて困難と認められるものについては、投資先の財政状態の検証を行っており、保有状況を継続的に見直しております。

営業債務である買掛金、業務未払金及び未払金は、全て１年以内の支払期日となっております。

短期借入金及び長期借入金は運転資金に係る資金調達を目的としたものであります。

社債は投資資金に係る資金調達を目的としたものであります。

③ 金融商品に係るリスク管理体制

イ． 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社グループは、営業債権について、管理本部における債権管理責任者が主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

ロ.　市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

投資有価証券については、定期的に時価や発行体（取引先企業）の財務状況等を把握するとともに、市況や取引先企業との関係を勘案して保有状況を継続的に見直しております。

ハ.　資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社グループは、各部署からの報告に基づき管理本部が適時に資金繰計画を作成・更新し、手許流動性の維持等により流動性リスクを管理しております。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

平成28年12月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含まれておりません（（注２）参照）。

	連結貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 現金及び預金	6,660,011千円	6,660,011千円	－千円
(2) 売掛金	3,040,843	3,040,843	－
(3) 商品出資金	11,016,249	11,016,249	－
(4) 前渡金	789,638	789,638	－
(5) 立替金	2,711,170	2,711,170	－
(6) 預け金	227,155	227,155	－
(7) 投資有価証券			
その他有価証券	267,600	267,600	－
資産計	24,712,669	24,712,669	－
(8) 買掛金	8,381	8,381	－
(9) 業務未払金	71,087	71,087	－
(10) 短期借入金	18,024,512	18,024,512	－
(11) 未払金	117,101	117,101	－
(12) 長期借入金	850,454	851,238	784
(13) 社債	450,000	451,625	1,625
負債計	19,521,537	19,523,947	2,409

（注）１．金融商品の時価の算定方法

資産

(1) 現金及び預金、(2) 売掛金、(4) 前渡金、(5) 立替金、並びに(6) 預け金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3) 商品出資金

投資家への地位譲渡を短期間に行い、回収する予定であるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(7) 投資有価証券

投資有価証券のうち、市場性のある株式については、取引所の相場によっております。

負債

(8) 買掛金、(9) 業務未払金、(10) 短期借入金、並びに(11) 未払金

これらは短期間で決済されるものであり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(12) 長期借入金(1年内返済予定の長期借入金を含む)

長期借入金は、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。

(13) 社債

元利金の合計額を当該社債の残存期間及び信用リスクを加味した利率で割り引いて算定する方法によっております。

２．時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品の連結貸借対照表計上額

区分	連結貸借対照表計上額（千円）
非上場株式等	788,934

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、時価開示の対象としておりません。

３．金銭債権の連結決算日後の償還予定額

	１年以内（千円）	１年超５年以内（千円）	５年超10年以内（千円）	10年超（千円）
現金及び預金	6,660,011	－	－	－
売掛金	3,040,843	－	－	－
商品出資金	11,016,249	－	－	－
前渡金	789,638	－	－	－
立替金	2,711,170	－	－	－
預け金	227,155	－	－	－
合計	24,445,069	－	－	－

５．１株当たり情報に関する注記

(1) １株当たり純資産額	552円88銭
(2) １株当たり当期純利益	118円15銭

６．重要な後発事象に関する注記

平成29年１月４日に当社が保有するVallair Capital SAS社のＡ種優先株式を普通株式(所有割合：20%)へ転換したことに伴い、平成29年12月期より持分法適用会社となります。

個別注記表

１．重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

① 子会社株式及び関連会社株式

・移動平均法による原価法によっております。

① その他有価証券

・時価のあるもの　事業年度末の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法による原価法によっております。

・時価のないもの　移動平均法による原価法によっております。

② 棚卸資産

・未成業務支出金　個別法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）を採用しております。

・貯蔵品　最終仕入原価法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法）を採用しております。

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産　定率法によっております。
法人税法の改正に伴い、平成28年４月１日以降に取得した建物については、定額法を採用しております。
なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物	８年～18年
工具、器具及び備品	３年～10年

② 無形固定資産

・自社利用のソフトウエア　社内における利用可能期間（５年）に基づく定額法によっております。

③ 長期前払費用　定額法を採用しております。

(3) 繰延資産の処理方法

社債発行費　定額法（５年）により償却しております。

(4) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金　将来における貸倒損失に備えるため、個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

② 株主優待引当金　株主優待制度の利用による費用負担に備えるため、当事業年度末において翌期に利用が見込まれる金額を計上しております。

(5) 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算基準
外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。
(6) その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項
消費税等の会計処理
消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっており、控除対象外消費税及び地方消費税は、当事業年度の費用として処理しております。

2．会計方針の変更に関する注記
該当事項はありません。

3．表示方法の変更に関する注記
該当事項はありません。

4．貸借対照表に関する注記
(1) 記載金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。
(2) 担保に供している資産
不動産関連事業を行うため、宅地建物取引業法に基づき、敷金保証金10,000千円を法務局に供託しております。
(3) 有形固定資産の減価償却累計額　10,381千円
(4) 保証債務
以下の関係会社の金融機関からの借入に対し債務保証を行っております。
JPリースプロダクツ＆サービシイズ株式会社　7,668,776千円
JPS第19号合同会社　300,300千円
(5) 関係会社に対する金銭債権、債務は次のとおりであります。
① 短期金銭債権　3,090,763千円
② 短期金銭債務　511,291千円

5．損益計算書に関する注記
(1) 記載金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。
(2) 関係会社との取引高
営業取引による取引高
売上高　1,322,588千円
営業取引以外の取引高
受取利息　120,487千円
受取契約料　17,665千円
支払手数料　30,730千円
支払利息　3,849千円

６．株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 記載金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

(2) 当事業年度の末日における自己株式の種類及び数

普通株式	120,039株

７．税効果会計に関する注記

(1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

流動資産	
繰延税金資産	
未払事業税	20,006千円
売上高加算額	75,899千円
その他	8,171千円
繰延税金資産合計	104,077千円
繰延税金負債	
その他	9千円
繰延税金資産の純額	104,067千円
固定資産	
繰延税金資産	
資産除去債務	452千円
繰延税金資産合計	452千円
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	43,495千円
繰延税金負債合計	43,495千円
繰延税金負債の純額	43,042千円

(2) 「所得税法等の一部を改正する法律」（平成28年法律第15号）及び「地方税法等の一部を改正する等の法律」（平成28年法律第13号）が平成28年３月29日に国会で成立し、平成28年４月１日以降に開始する事業年度から法人税率等が変更されることになりました。

これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用される法定実効税率は、平成29年１月１日に開始する事業年度及び平成30年１月１日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異については従来の33.1%から30.9%となり、平成31年１月１日以降に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異については従来の32.3%から30.6%となります。

この税率変更により、繰延税金資産の金額(繰延税金負債の金額を控除した金額)が5,112千円減少し、法人税等調整額7,442千円増加し、その他有価証券評価差額金が2,329千円増加しております。

８．関連当事者との取引に関する注記

(1) 子会社及び関連会社等

種類	会社等の名称	議決権等の所有（被所有）割合	関連当事者との関係	取引内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
子会社	JPリースプロダクツ＆サービシイズ株式会社	所有 直接 100.0%	営業取引、役員の兼任、債務保証、被保証、資金の援助	業務受託料の受取 (注)２	941,705	売掛金	265,428
				業務受託料の前受 (注)２	－	前受収益	222,422
				資金の貸付 (注)３	10,946,867	関係会社短期貸付金	3,450,630
				資金の回収 (注)３	7,338,287	－	－
				利息の受取 (注)３	72,644	－	－
				資金の借入 (注)３	250,000	－	－
				資金の返済 (注)３	1,044,827	－	－
				利息の支払 (注)３	3,849	その他 (流動負債)	8,205
				資金の預り	503,085	預り金	503,085
				当社子会社の銀行借入に対する債務保証 (注)４	7,668,776	－	－
				債務被保証 (注)５	4,057,086	－	－
子会社	JPO第１号株式会社	所有 直接 100.0%	資金の援助、債務保証、担保被提供	資金の貸付 (注)３	4,248,209	関係会社短期貸付金	4,042,124
				資金の回収 (注)３	1,041,757	－	－
				利息の受取 (注)３	40,067	その他 (流動資産)	34,215
				当社銀行借入に対する担保被提供 (注)６	786,712	－	－
子会社	JIA LUXEMBOURG SARL	所有 直接 100.0%	資金の援助	資金の貸付 (注)３	231,322	関係会社短期貸付金	503,070
				利息の受取 (注)３	6,207	その他 (流動資産)	6,836
子会社	ＪＰＳ第１０号株式会社	所有 間接 100.0%	設備取得資金の立替	設備取得資金の立替 (注)５	174,713	立替金	174,713
子会社	ＪＰＳ第１６号株式会社	所有 間接 100.0%	設備取得資金の立替	設備取得資金の立替 (注)５	1,877,867	立替金	1,877,867
子会社	ＪＰＳ第１７号合同会社	所有 間接 100.0%	設備取得資金の立替	設備取得資金の立替 (注)５	573,232	立替金	143,232
子会社	ＪＰＳ第１８号合同会社	所有 間接 100.0%	設備取得資金の立替	設備取得資金の立替 (注)５	333,641	立替金	30,641
子会社	ＪＰＳ第１９号合同会社	所有 間接 100.0%	設備取得資金の立替、債務保証	設備取得資金の立替 (注)５	326,743	立替金	29,743
子会社	株式会社南会津太陽光発電所	所有 間接 100.0%	設備取得資金の立替	設備取得資金の立替 (注)５	195,514	立替金	249,515

取引条件及び取引条件の決定方針等

（注）１．取引金額には消費税等を含めず、期末残高には消費税等を含めております。

２．当社の子会社JPリースプロダクツ＆サービシイズ株式会社の業務は、当社従業員が遂行しております。業務受託手数料は、子会社から委託を受ける業務の内容、子会社の業務を遂行する当社従業員の人件費等を勘案し、両社協議の上で、決定しております。

３．返済条件及び利率については、市場金利を勘案し両社協議の上で、決定しております。

４．当社子会社の銀行借入に対する債務保証について、金額は債務残高を記載しております。なお、保証料は受領しておりません。

５．当社の銀行借入に対する債務被保証について、金額は債務残高を記載しております。なお、保証料は支払っておりません。

６．当社の銀行借入に対して、担保提供を受けております。なお、当該担保提供に対し、担保提供料は支払っておりません。

７．当社が行う匿名組合契約に基づく権利の売買及び私募の取扱の対象となる太陽光発電事業を行っています。取引条件は、当該事業のための設備の取得価額等、市場実勢を参考に勘案し、両社協議の上で決定しております。

９．１株当たり情報に関する注記

(1) １株当たり純資産額　369円57銭

(2) １株当たり当期純利益　26円80銭

10. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。